

## 令和6年度 砺波市住宅耐震化緊急アクションプログラム

## 1 目的

砺波市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図ると共に、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断・改修工事技術者に対する技術力向上、一般市民への周知・普及の充実を図ることが必要である。

このため、砺波市住宅耐震化緊急アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置づけ、その進捗状況を評価すると共に、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

## 2 位置づけ

アクションプログラムは、砺波市耐震改修促進計画における「第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策」に基づき策定する。

## 3 計画期間

2019年度（平成31年度）から2025年度（令和7年度）までの7年間とする。

## 4 前年度（令和5年度）の取り組み内容・目標・実績

## 前年度（令和5年度）目標

- ・耐震診断目標件数 40件
- ・耐震改修目標件数 5件

## 前年度（令和5年度）までの実績

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
診断	7	5	16	8	8	12	10	15	13	22
改修	-	1	-	4	1	3	1	5	6	5

## (1) 取り組み内容

## ① 住宅所有者に対する直接の啓発

- ・鷹栖地区の旧耐震住宅所有者に向けて、耐震診断・改修を促すダイレクトメールを発送した。

## ② 耐震診断実施者に対する耐震化の促進

- ・令和3、4、5年度に耐震診断支援をした住宅で耐震改修が未実施である住宅所有者に対し、改修を促すダイレクトメールを発送した。

### ③改修事業者の技術力向上及び住宅所有者との接触が容易となる取組

- ・富山県が主催した耐震診断・改修工事技術者向けのオンライン講習会の対面版講習会に参加した。(12/7 富山市職業訓練センター・市より2名参加)
- ・砺波市総合防災訓練において建築士会・建築士事務所協会と連携し相談ブースを設け、耐震化を促す取り組みを行った。(9/24 出町地区)
- ・砺波市地域住宅相談所と連携し、相談会を毎月第4土曜日に開催した。  
また、相談所総会(2/15)において耐震化事業について説明を行った。

### ④一般市民への普及・啓発

- ・固定資産税の通知に合わせ、耐震診断、改修を促すチラシを郵送配布した。
- ・市広報(5月号)及び市のホームページにて補助制度を周知すると共に、窓口にリーフレットを設置した。
- ・地元のFM放送(4/1~3/31)にて補助制度を周知した。
- ・令和5年度から市内郵便局へチラシを配置し、来客者へ周知した。

## (2)前年度の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。

## (3)改善策

- ・引き続き、アクションプログラムに基づき、耐震化の重要性や補助制度の積極的なPRを行う。

## 5 本年度の取り組み目標・内容

### 令和6年度目標

- |                |     |
|----------------|-----|
| ・耐震診断実施件数      | 40件 |
| ・耐震改修実施件数      | 5件  |
| ・危険ブロック塀等除却等件数 | 2件  |
| ・住宅瓦屋根耐風改修件数   | 2件  |

## (1) 取り組み内容

### 【財政的支援】

- ・住宅の耐震改修費に対する補助を実施
- ・危険ブロック塀等除却及び設置費に対する補助を実施
- ・住宅瓦屋根耐風改修費に対する補助を実施

### 【普及啓発】

#### ①住宅所有者に対する直接の啓発

- ・計画的な宛名入りダイレクトメールを発送する。
- ・自治会と連携し、耐震改修に関する説明会を開催する。

## ②耐震診断実施者に対する耐震化の促進

- ・前年度に耐震診断を実施した所有者の意向を確認し、必要に応じて補助制度の説明を行う。
- ・令和6年度に耐震診断を行う所有者に対し、診断完了時に所有者の意向を確認し、必要に応じて補助制度の説明を行う。

## ③改修事業者の技術力向上及び住宅所有者との接触が容易なる取組

- ・富山県とともに耐震診断・改修工事技術者向けに、技術力向上やコスト縮減のための研修を実施する。
- ・砺波市地域住宅相談所と連携し相談会を毎月第4土曜日に開催する。
- ・砺波市総合防災訓練において建築士会・建築士事務所協会と連携し相談ブースを設ける。(9/29 般若・東般若・梅檀野・梅檀山地区を予定)

## ④一般市民への普及・啓発

- ・庁舎や出先機関にリーフレットを設置し、耐震改修の必要性の周知を行う。
- ・インターネットによる補助制度や改修事例の紹介を行う。
- ・市広報に補助制度を掲載し啓発を行う。
- ・市内郵便局へチラシを配置し、来客者へ周知を行う。